

# 組織整備に伴う女川原子力発電所／東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

2021年4月27日  
東北電力株式会社

## 前回指摘事項

---

- 名称変更および組織変更するものを区別して示すこと
- 名称変更および組織変更の理由と妥当性を説明すること
- 廃止措置段階における発電課長の「燃料取扱い」に関する職務の記載を見直す理由を説明すること

## 組織整備(概要)

- 新規制基準対応で導入する設備等の運用に向けた人財育成の強化，ならびに女川および東通原子力発電所の業務運営体制の見直しを図るため，2021年7月に組織整備を行う予定である。
- それに伴い，女川および東通原子力発電所 原子炉施設保安規定を下記のとおり変更する。

### 【主な変更点】

#### ・ 女川原子力発電所・東通原子力発電所 共通

変更概要① 本店組織における「原子力技術訓練センター所長」を「原子力人財育成課長」に名称変更

#### ・ 女川原子力発電所

変更概要②－1 警備課長の所管する業務を総務部から技術統括部に業務を移管する組織変更を行い，「警備課長」を「核物質防護課長」に名称変更

変更概要②－2 「輸送・固体廃棄物管理課長」の職務における「燃料の運搬」に関する業務を，「原子燃料課長」に移管

変更概要②－3 記載の適正化として廃止措置段階における発電課長の職務から「燃料取扱いに関する当直業務」を削除

#### ・ 東通原子力発電所

変更概要③ 「警備課長」を「核物質防護課長」に名称変更

女川原子力発電所・東通原子力発電所 共通

変更概要① 本店組織における「原子力技術訓練センター所長」を「原子力人財育成課長」に名称変更

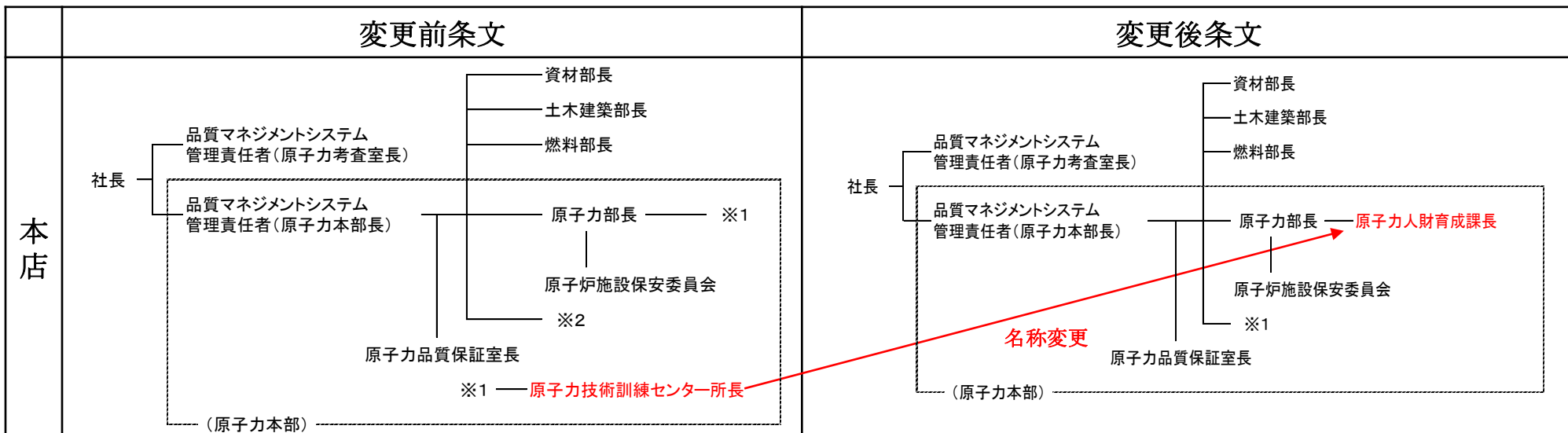
【変更理由】

新規制基準対応で導入する設備等の運用および今後の発電所運用を担う人財育成の観点から名称変更する。

【変更内容】

- 女川第1編第4条，東通第4条（保安に関する組織），女川第2編第204条（保安に関する組織）について変更を行う。

(例) 女川第1編第4条（保安に関する組織） 女川第2編第204条，東通第4条（保安に関する組織）も同様



- 女川第1編第5条，東通第5条（保安に関する職務），女川第2編第205条（保安に関する職務）について下記のとおり変更を行う。

(例) 女川第1編第5条（保安に関する職務） 女川第2編第205条，東通第5条（保安に関する職務）も同様

変更前条文	変更後条文
(9) <u>原子力技術訓練センター所長</u> は，教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う	(9) <u>原子力人財育成課長</u> は，教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う

# 女川原子力発電所

## 変更概要②-1

警備課長の所管する業務を総務部から技術統括部に業務を移管する組織変更を行い、「警備課長」を「核物質防護課長」に名称変更

### 【変更理由】

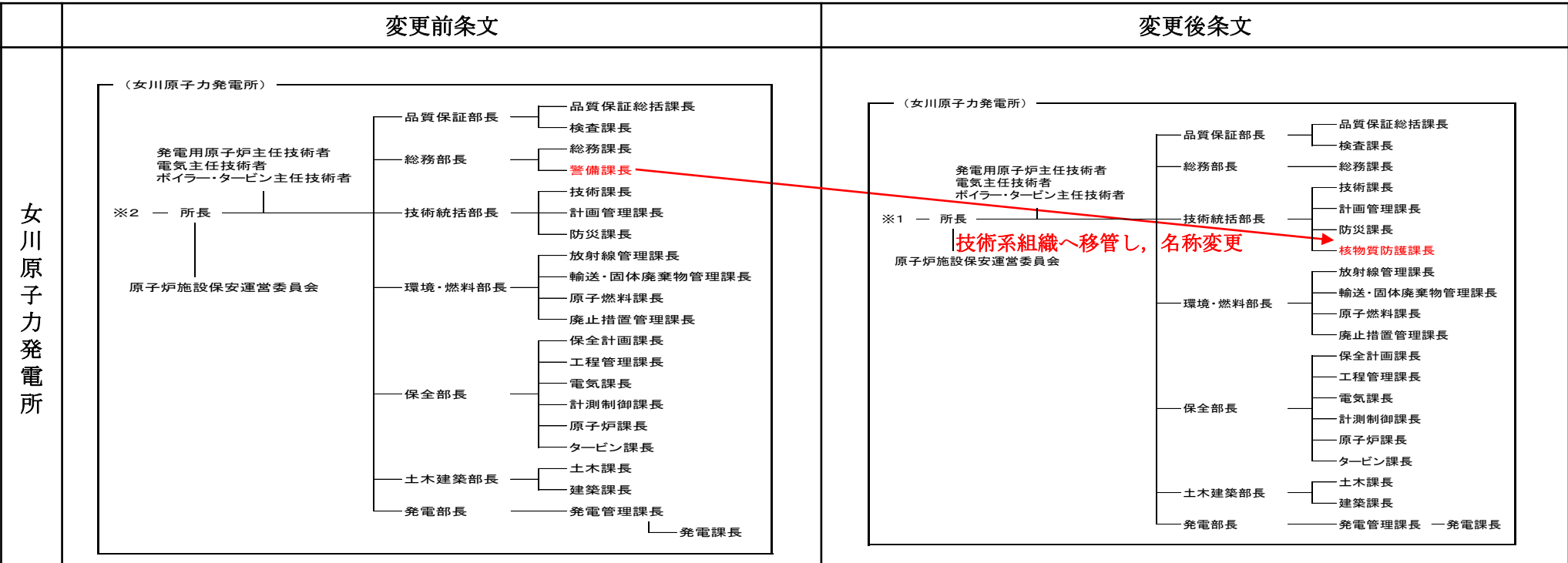
サイバーセキュリティや核物質防護に係る業務の専門性および技術的知見へのより適切な対応の観点から、警備課長を総務部から、原子炉施設の保安管理および緊急時の措置を統括している技術統括部へ組織変更するとともに、「警備課長」を「核物質防護課長」に名称変更する。

### 【変更内容】

➤ 女川第1編第4条（保安に関する組織），女川第2編第204条（保安に関する組織）について変更を行う。

（例）女川第1編第4条（保安に関する組織）

女川第2編第204条（保安に関する組織）も同様



## 女川原子力発電所

## 変更概要②-1 警備課長の所管する業務を総務部から技術統括部に業務を移管する組織変更を行い、「警備課長」を「核物質防護課長」に名称変更

- 女川第1編第5条、女川第2編第205条（保安に関する職務）について下記のとおり変更を行う。

（例）女川第1編第5条（保安に関する職務） 女川第2編第205条（保安に関する職務）も同様

変更前条文	変更後条文
（3）総務部長は、総務課長および警備課長の所管する業務を統括する	（3）総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する
（4）技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、および防災課長の所管する業務を統括する	（4）技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長、および核物質防護課長の所管する業務を統括する
（12）警備課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う	（12）核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う

- 女川第1編第5条、女川第2編第205条（保安に関する職務）の変更を踏まえ、関連する保安規定条文の変更を行う。

女川第1編	女川第2編	タイトル	名称変更に伴う主語の変更
第98条	第298条	保全区域	「警備課長」 → 「核物質防護課長」
第99条	第299条	周辺監視区域	〃

## 女川原子力発電所

## 変更概要②-2

「輸送・固体廃棄物管理課長」の職務における「燃料の運搬」に関する業務を、「原子燃料課長」へ移管

## 【変更理由】

燃料の運搬に関わる一連の業務を1つの組織が一貫して行うことが出来るよう、「輸送・固体廃棄物管理課長」の職務における「燃料の運搬」に関する業務である「新燃料の受入／所外運搬」および「使用済燃料の所外運搬／号炉間移送に伴う運搬」を、「原子燃料課長」へ移管する。

## 【変更内容】

- 女川第1編第5条，女川第2編第205条（保安に関する職務）について下記のとおり変更を行う。  
 （例）女川第1編第5条（保安に関する職務） 女川第2編第205条（保安に関する職務）も同様

変更前条文	変更後条文
（17）輸送・固体廃棄物管理課長は、 <u>燃料の運搬</u> および放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う	（17）輸送・固体廃棄物管理課長は、 放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う
（18）原子燃料課長は、炉心性能管理および燃料の管理に関する業務を行う	（18）原子燃料課長は、炉心性能管理および <u>燃料の管理</u> に関する業務を行う

## 女川原子力発電所

## 変更概要②-2

「輸送・固体廃棄物管理課長」の職務における「燃料の運搬」に関する業務を、「原子燃料課長」へ移管

## 【変更内容（続き）】

- 保安規定 第5章 燃料管理には、燃料の運搬、貯蔵、検査など一連の業務が規定されており、「燃料の管理」には「燃料の運搬」が含まれる。

## 第5章 燃料管理

下線：「燃料の運搬」に関する業務

第80条（新燃料の運搬） 第81条（新燃料の貯蔵） 第82条（燃料の検査） 第83条（燃料の取替実施計画）

第84条（燃料移動手順） 第85条（燃料移動） 第86条（使用済燃料の貯蔵） 第86の2条（使用済燃料の運搬）

- 第1編第5条，第2編第205条（保安に関する職務）の変更を踏まえ，関連する保安規定条文の変更を行う。

女川第1編	女川第2編	タイトル	業務移管に伴う主語の変更
第80条	第280条	新燃料の運搬	「輸送・固体廃棄物管理課長」 → 「原子燃料課長」
第86条の2	第286条の2	使用済燃料の運搬	〃

## 【業務移管に伴う対応】

業務移管前後における業務品質の継続性を確保するため，関連するQMS文書について変更が必要となる箇所を改正（業務移管に伴い，QMS文書内の主語を「輸送・固体廃棄物管理課長」から「原子燃料課長」に変更等）するとともに，輸送・固体廃棄物管理課長から原子燃料課長への業務引継ぎを適切に実施する。

また，「燃料の運搬」が発生する前までに，原子燃料グループ員に対して教育・訓練を実施し，「燃料の運搬」に関する業務に必要な力量を付与する。



## 女川原子力発電所

## 変更概要②-3 記載の適正化として廃止措置段階における発電課長の職務から「燃料取扱いに関する当直業務」を削除

## 【変更理由】

- ▶ 発電課長は「燃料取扱いに関する当直業務」として、運転段階では原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を第85条（燃料移動）で明記している。廃止措置段階においては、第216条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）にて原子炉内に燃料装荷しないことを規定している。
- ▶ 発電課長は、廃止措置段階でも燃料取扱い時に中央制御室における監視、警報発生時の対応操作を行うことから、発電課長の職務として「燃料取扱いに関する当直業務」を記載していた。現在は「原子炉施設の運転に関する当直業務」の1つとして、第212条の2（運転管理業務）に中央制御室における監視、警報発生時の対応操作を含む運転管理業務全般に関する規定が明確になったことから、適正化する。



2020. 3. 18認可



2020. 9. 17認可

	1号機運転段階	1号機廃止措置段階 (廃止措置に伴う変更)	1号機廃止措置段階 (検査制度見直しに伴う変更)
燃料移動 (原子炉-使用済燃料プール間)	第85条 (燃料移動)に規定	原子炉内に燃料装荷しないことを第216条 (原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)に規定	
燃料取扱い時の 中央制御室における監視、 警報発生時の対応操作	第5条(第205条)(保安に関する職務) 発電課長の「燃料取扱いに関する当直業務」 に規定		第205条(保安に関する職務) 発電課長の「原子炉施設の運転に 関する当直業務」の1つとして、 第212条の2(運転管理業務)に規定

## 【変更内容】

- ▶ 第205条(保安に関する職務)について下記のとおり変更する。

変更前条文	変更後条文
(29) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い(輸送・固体廃棄物管理課長および原子燃料課長所管業務を除く)に関する当直業務を行う	(29) 発電課長は、 原子炉施設の運転に関する当直業務を行う

## 東通原子力発電所

## 変更概要③ 「警備課長」を「核物質防護課長」に名称変更

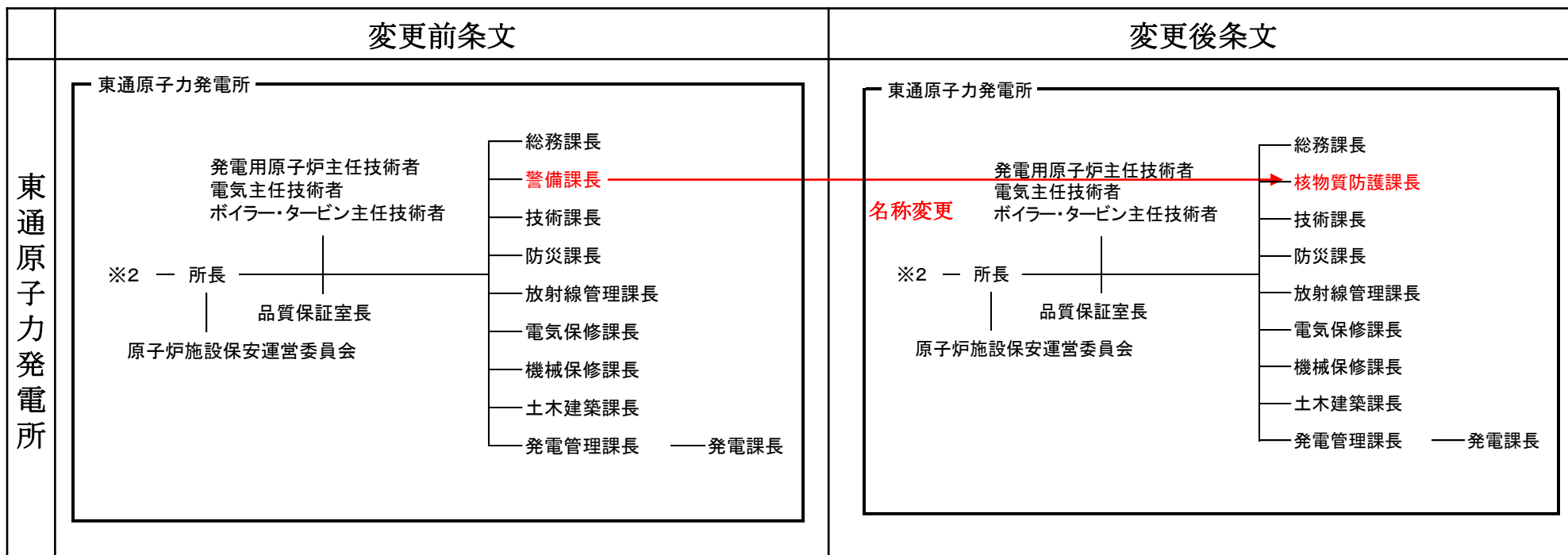
## 【変更理由】

サイバーセキュリティや核物質防護に係る業務の専門性および技術的知見へのより適切な対応の観点から、女川と同様に名称に変更する。

## 【変更内容】

➤ 東通第4条（保安に関する組織）について変更を行う。

（例）東通第4条（保安に関する組織）



## 東通原子力発電所

## 変更概要③ 「警備課長」を「核物質防護課長」に名称変更

- 第5条（保安に関する職務）について下記のとおり変更を行う。

変更前条文	変更後条文
(3) <b>警備</b> 課長は、 保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う	(3) <b>核物質防護</b> 課長は、 保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う

- 第5条（保安に関する職務）の変更を踏まえ、関連する保安規定条文の変更を行う。

東通	タイトル	名称変更に伴う主語の変更
第97条	保全区域	「警備課長」 → 「核物質防護課長」
第98条	周辺監視区域	〃